

# 国民健康保険

## 限度額適用認定証 更新を 標準負担額減額認定証

市は、市国民健康保険の加入者(左表1の一般と現役並み所得者Ⅲを除く)に、入院時の医療費や高額な外来診療費負担が左表1・2の限度額までになる

認定証を交付します。また、住民税非課税世帯の人は食事療養標準負担額が左表3の通り減額されます。既に持っている認定証を引き

更新する場合は、更新手続きが必要です。申請書(市ホームページからダウンロード)に必要事項を書いて、直接か郵送で〒664-8503伊丹市役所国保年金課(☎784-8040)へ。

表1 70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	25万2600円※1
	Ⅱ(同380万円以上)	16万7400円※2
	Ⅰ(同145万円以上)	8万1000円※3
一般	1万8000円※4	5万7600円※5
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ※6	2万4600円
	低所得Ⅰ※7	1万5000円

表2 70歳未満の自己負担限度額(病院・診療所ごとに月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降
所得が901万円を超える	25万2600円※1	14万1000円
所得が600万円を超え901万円以下	16万7400円※2	9万3000円
所得が210万円を超え600万円以下	8万1000円※3	4万4400円
所得が210万円以下	5万7600円	2万4600円
住民税非課税世帯	3万5400円	2万4600円

※1 医療費(保険点数の合計×10円)が84万2000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算  
 ※2 医療費が55万8000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算  
 ※3 医療費が26万7000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算  
 ※4 8月~翌7月の年間自己負担限度額は、14万4000円  
 ※5 4回目以降の自己負担限度額は、4万4400円  
 ※6 同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税の人で、その世帯の年間の所得が必要経費・控除(年金の場合は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円の人

表3 入院時の食事療養標準負担額

所得区分	1食当たり	
一般(下記以外の人)※1	460円	
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院※2	160円
低所得Ⅰ	100円	

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童などの人は、1食260円  
 ※2 90日以上入院をしている人は、91日目からの食事療養標準負担額が変わりますので領収証など入院期間が分かるものを持って申請してください

## 市バス特別乗車証など

### 申請の手続きを

対象は市の住民基本台帳に記載されている人のうち次の通り。併給不可。

【市バス特別乗車証】▽①市内に継続して1年以上居住している満70歳以上▽身体障害者手帳1・4級▽療育手帳A・B1判定▽精神障害者保健福祉手帳

1・2級▽被爆者健康手帳・戦傷病者手帳を持つ人(所得制限あり)。  
 【福祉タクシー利用券】▽身体障害者手帳1・2級▽療育手帳A判定▽精神障害者保健福祉手帳1級▽②65歳以上で介護保険要介護認定4・5の在宅の寝たきり高齢者。  
 【障害者手帳など】(①は身分証明書、②は介護保険証)と印鑑(代理の場合は代理人の身分証明書も)を持って直接、市役所1階の地域・高齢福祉課(☎784-8099)へ。

◆市訪問型歩行・生活訓練事業利用者を募集 市は、視覚障がいや移動が困難な人の家庭に訓練士を派遣し、白杖での歩行訓練や生活訓練を行う事業の利用者を次の通り募集します。  
 ▽内容①1回の申請につき年

度内最大6カ月の間に10日(1日3時間)まで。開始時期・日数などは要相談▽対象市内在住で視覚障がいのある人▽利用料1100円。2回目以降の申請は、各1千600円(生活保護受給者か本人と配偶者が市民税非課税、18歳未満は保護者と同一世帯員全員が市民税非課税の場合は、無料)。本人と訓練士の交通費別。  
 ②18歳未満は同4階のことも福祉課(☎784-8127)へ。希望する訓練内容などの聞き取りあり。

◆災害時協力井戸を募集 市は、大地震などの災害時、生活用水の確保のため、個人や事業所が所有する井戸を無料開放する災害時協力井戸を募集します。  
 募集要件は次の通り。  
 ▽市内にある井戸で、現在使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定している▽災害時に無償で井戸水を提供できる▽井戸枠などがあり、安全で生活用水として使用できる水質である▽井戸水を汲み上げるための設備があり、維持管理されている▽井戸がある旨の標識を、玄関などの見やすい場所に掲示できる▽市ホームページや自主防災会などに所在地などの情報を公表できる——ことです。

◆野間南・野間北菜園新規利用者を募集 NPO法人伊丹市土に親しむ会が運営する野間南菜園(野間7)・野間北菜園(同8)の新規利用者を次の通り募集します。  
 ▽対象市内在住で20歳以上(1世帯1区画)▽利用料(年額)11標準20平方メートルで1万5千800円(年度途中から利用の場合は減額)▽募集区画野間南は5区画、野間北は2区画。利用は来年3月末(継続利用可)まで。申込はがきに住所、氏名、ふりがな、電話番号、生年月日を書いて、8月31日(消印有効)までに〒664-0836北本町31-50 NPO法人伊丹市土に親しむ会(☎779-5544)月々金曜午前9時~12時半へ。先着順。  
 ◆第11回男女共同参画推進事業所を募集・表彰 市は、男女共

同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内に事業所が事務所がある法人・団体(自薦・他薦は不問)を募集し、表彰します。表彰基準は▽従業員の性別にとらわれない、能力発揮や登用、職域拡大▽仕事と家庭生活などの両立支援▽ハラスメントの防止など働きやすい職場づくり——など男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいること。表彰式は11月ごろを予定。申込書は11月ごろを予定。申込書は11月ごろを予定。申込書は11月ごろを予定。

◆第55回伊丹市展 作品を募集 市と市教委、伊丹美術協会は11月19~23日にスワンホールで開催する「第55回伊丹市展」に出品する作品を募集します。応募資格は15歳以上(中学生と伊丹美術協会会員と同等者などを除く)。他の公募展などで入賞・入選していない作品(1部門1点限り)を。出品料は1点1千600円(4月1日現在で18歳未満は500円)。各賞あり。

### 募集職種・人数・受験資格一覧

職種	人数	受験資格
事務職(社会福祉士)	各若干名	昭和55年4月2日以降に生まれ、社会福祉士の資格登録をしている人か、来年3月31日までに同国家試験に合格し登録申請済みとなる人。
事務職(障がい者)	各若干名	昭和45年4月2日以降に生まれ、次の要件を全て満たす人。▷身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている▷活字印刷の筆記試験と口述による面接試験などに対応できる。
保育士・保育教諭・幼稚園教諭	12人程度	昭和50年4月2日以降に生まれ、次の要件を全て満たす人。▷保育士登録をしているか、来年3月31日までに保育士登録をする見込み▷教育職員免許法に規定する幼稚園教諭の普通免許を持つか、来年3月31日までに取得見込み(教育免許更新対象者は更新講習を修了し、来年3月31日までに更新講習修了確認証明書が有効期間更新証明書を取得・取得見込みの人に限り)。

市は、来年度採用予定の職員を次の通り募集します。職種や受験資格などは左表の通り。  
 ★社会福祉士・障がい者・保育士・保育教諭・幼稚園教諭  
 【1次試験】▽①社会福祉士

障がい者II教養・専門試験かSPI試験のいずれかを選択▽②保育士・保育教諭・幼稚園教諭II面接・小論文など。いずれも9月20日(日)。  
 ①市人事課②市教委職員課で配布の受験申込書(市ホームページからダウンロード)に必要事項を書いて、①8月27日②28日までに郵送(必着)で〒664-8503伊丹市役所①人事課(☎784-8016)②職員課(☎784-8084)へ。

◆学習指導員登録者 新型コロナウィルス感染症の影響によるSPI試験のいずれかを選択▽②保育士・保育教諭・幼稚園教諭II面接・小論文など。いずれも9月20日(日)。  
 ①市人事課②市教委職員課で配布の受験申込書(市ホームページからダウンロード)に必要事項を書いて、①8月27日②28日までに郵送(必着)で〒664-8503伊丹市役所①人事課(☎784-8016)②職員課(☎784-8084)へ。

## 社会福祉士・保育士など 市職員を募集

市は、来年度採用予定の職員を次の通り募集します。職種や受験資格などは左表の通り。  
 ★社会福祉士・障がい者・保育士・保育教諭・幼稚園教諭  
 【1次試験】▽①社会福祉士

### みんなで大切に

#### 8月は道路ふれあい月間

気持ちよく道路を利用できるように、一人一人が次のことを守りましょう。

▷ごみや吸い殻、空き缶のばい捨て、無断の張り紙やはみだし看板の設置はやめる▷通行に支障がないように生け垣などはこまめに剪定。

#### 道路のくぼみなどは連絡を

道路のくぼみや街路灯の不点灯などは市道路保全課に連絡を。街路灯は電柱に取り付けてある管理番号(2桁・4桁・2桁)をお知らせください。

#### インフラ通報システムの利用を

道路や公園などの不良箇所を発見したときは、不良箇所の写真を撮り、インフラ通報システム(二次元コードから読み取り可)から通報を。市道路保全課☎784-8058



市役所 総務課 電話 ☎784-8058